

## 平成27年10月 定例教育委員会

日 時 平成27年10月22日（水）  
14時00分～

場 所 市役所11階 研修室

### 出席者

（教育委員）

永元教育長 久田委員 深町委員 合田委員 内海委員

（事務局）

久家教育次長 友永総合教育センター長兼総合教育センター課長 金子教育センター所長  
吉田学校保健課長 川嶋図書館長 犬塚青少年教育センター所長 吉住公民館政策課長  
高橋学校教育課主幹 塚田スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 宮嶋社会教育課長  
補佐兼教育文化係長 阿比留総務課長補佐兼庶務係長 山口学校教育課副主幹 岸川学校  
保健課主査 指方総務課主任主事

### 内 容

(1)平成25年度・平成26年度会議録の確認

(2)教育長報告

(3)議 題

- ①学校施設における非構造部材の耐震対策の実施の件
- ②「佐世保市立小学校及び中学校条例」一部改正の件
- ③「学校給食を中心とした食物アレルギー対応マニュアルに関する基本方針及び具体的な取組（案）」に基づく「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」改訂に係る諮問の件

(4)協議事項

なし

(5)報告事項

- ①徳育推進フォーラム開催について
- ②人骨展の報告会について
- ③第8回図書館においでよ！おはなしフェスティバルについて
- ④第46回児童・生徒の郷土発表会について

(6) その他

①次回開催予定

◆ 平成25年度・平成26年度会議録の確認

【教育長】10月の定例教育委員会を開会いたします。本日、件数は少ないですけど、ボリュームがあることもございますので、よろしくお願いいたします。

先ず最初にお詫びを申し上げます。このところ少し不祥事故が起きまして、本日も確認事項ということであげておりますけど、会議録を作っていなかったということで、新聞報道等で皆様もご承知のことと思います。

それから中学校教諭の無免許運転ということでこれも報道されましたが、両方とも10月9日の臨時教育委員会で処分の決定、県教委への内申の決定ということでご承認いただきました。

処分の件については私から、私については教育長職務代理者から口頭厳重注意ということでございます。

それでは今お話をしましたけど、一番最初に平成25年度、26年度分の会議録の確認をさせていただきたいと思います。この件について、今年の8月1日以降は会議規則の改正をいたしまして、きちんとした議事録という形になりますけども、それまでの間は要録ということで大要や概要をまとめることになっておりましたので、担当補佐が色々なテープとかメモを集めまして仕上げたところでございますので、この分について事務局より説明をお願いします。

【事務局】本日お配りしたのが2冊ございますが、一つが平成25年度分の12回分、もう一つの方が平成26年度分の12回分でございます。それぞれについては9月30日、10月2日にメールの方で各委員にお送りさせていただき、目を通していただいているところです。

その中のご指摘があった分、誤字脱字等については、ご指摘を受けたとおりに修正をさせていただきます。その分以外でご意見がございましたら頂戴いたしまして、その修正をして完了といたしたいと思います。

【教育長】この件については議会の方でも、10月8日に決算委員会がちょうどございましたので、処分の件も決まり次第お知らせいたしますと説明をさせていただきました。今後はこのようなことがないように注意をさせていただきます。

【委員】事前にメールで見せていただいて、確認をして気付きや語句の修正等お願いをいたしましたので、そのとおりになっていると思いますからこれで結構かと思います。

【教育長】他の皆様方もよろしいでしょうか。

【委員】

～異議なし～

【教育長】 それでは、これは正式な会議要録として保管することにいたします。ありがとうございました。ご迷惑をおかけしました。

【事務局】 今、ご承認をいただきましたので明日にでもホームページには更新をさせていただきます。それから本日お配りをしておりますが、平成27年4月から7月までの会議録につきましては、ご一読いただきまして次回の定例教育委員会で改めてお諮りをさせていただきます。

【教育長】

はい、それから関連は直接しないのですが、総合教育会議に方は、会議録をきちんと作って公表なさいとなっておりますので、それはまた別途の話としてきちんとしたいと思っておりますので、ご了解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。それでは2番目に私からのここ1ヶ月にわたります主な行事を申し上げます。

◆ 教育長報告

- 9月25日 定例教育委員会
- 9月27日 世知原ロードレース
- 9月29日 本会議終了
- 10月 4日 お魚まつり
- 10月 5日 中学校副校長教頭研修会
- 10月 6日 決算委員会
- 10月 9日 臨時教育委員会・前期教育委員会
- 10月 9日 前期終了日
- 10月11日 市民体育祭
- 10月13日 後期開始日
- 10月13日 処分辞令交付
- 10月13日 経営戦略会議
- 10月14日～16日 九州都市教育長協議会理事会・定期総会
- 10月19日 浅子小中学校A訪問
- 10月20日 市町村教委連小委員会
- 10月20日 和歌山国体選手団解団式
- 10月21日 黒島地区市政懇談会
- 10月22日 白南風小学校B訪問

◆ 教育長報告に関する質疑・意見等

特になし

◆ 議題

① 学校施設における非構造部材の耐震対策の実施の件

【教育長】 それでは議題に入ります。先ず最初に学校施設における非構造部材の耐震対策の実施の件でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 資料は本日配布資料の議題1となっております。よろしくお願いいたします。耐震対策につきましては構造体いわゆる校舎や体育館等の本体の耐震補強工事と、今回ご説明いたします非構造部材、例えば、屋根から直接天井を吊っているものや、水銀灯等の照明器具、ゴールポスト等を言います。

資料3ページ目をご覧くださいと、地震での被害ということで写真に出ているように、吊天井の照明器具が落下して被害が出ている様子が載っています。

資料2ページ目に戻っていただきますと、今回の非構造部材として取り組む対策の内容として、照明器具、吊天井、バスケットゴール等が対象となります。

耐震補強工事につきましては平成17年度から本年平成27年度をもって完了となっております。それに引き続きまして、これから非構造部材として吊天井等の落下防止対策を実施していきたいということでのご提案でございます。

資料3ページ目をご覧くださいとよろしいでしょうか。先ほどの写真の下ですけれども、対象施設といたしましては、小学校・中学校の体育館・屋内運動場と武道場が対象となっております。

また対象箇所につきましては、高さ6mを超える空間に設置されているものと、水平投影面積が200㎡を超える空間に設置されているもの、いずれかに該当するものということで、これの対象となるのが、主に体育館部分のアリーナやステージ等がその空間の対象となっております。

そのなかで先ほどの天井や照明器具、バスケットゴールの落下防止対策が必要となっております。

次に対策の方法ですが、吊天井については原則撤去いたします。それから照明器具、バスケットゴール等につきましては、吊ワイヤー等を設置してということで、落ちかけても上からワイヤーで止めるということで、強く揺れても落下しないような対策をします。

資料4ページ目に天井の撤去の前と後の写真が載っていますが、比較すると吊天井の部分が撤去されて屋根がむき出しになり、屋根の構造から照明灯がぶら下がっている形に撤去後はなっています。

また吊ワイヤーの設置対策後ですけど、写真の赤の点線箇所がワイヤーで落ちない対応、右側のバスケットゴールも吊ワイヤーで吊って落ちない対応をいたします。

この施工につきましては、おおむね3ヶ月から4ヶ月程度かかりそうだということです。

夏休みを中心に学校と調整をしながら、7月から9月とか7月から10月に工事をやりたいと思っております。

資料4 ページ目の対策が必要な施設の数といたしまして、屋内運動場・体育館につきましては67棟（内訳は小学校42棟、中学校25棟）、また武道場、中学校に併設しております合併地域の武道場が対象となっておりますが4棟ある状況でございます。

また統廃合が決定している施設、もしくは近い将来に改築が見込まれるものについては、対象から外して、二重の投資は避けるように考えています。

またこの対策につきましては、国からの通知で平成25年8月に、平成27年度の完了を目指しなさいとの通知がっております。また平成27年6月には再度できるだけ早期の完了を目指してほしいとの国からの通知がっております。

本市におきましては、先ほど説明しましたとおり、平成17年度から本年度までを本体の耐震補強工事として位置づけをしておりました。それが完了することで、次年度から非構造部材の対策を行いたいといった内容になっていきます。

その下の事業費といたしまして、トータルの総事業費になりますと約9億7800万円程度の事業費を見込んでおります。またその内の3分の1は国からの補助を充てるようにしており、起債としております、こちらは過疎地域の過疎振興債を借りるようなことで、残りの財源については一般財源の活用が必要となっております。

最後のページですが、県内の他都市の状況としましては、長崎市、大村市、平戸市は本年度から吊天井対策を実施されているような状況でございます。

これまでの財政計画等につきましては、吊天井の対策を必要ですと訴えてきましたけれど、この対策のための平成28年度予算要求を行うにあたり、今回、教育委員会の議題として上程させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

【教育長】 はい、ありがとうございました。ご意見、ご質問等があらわれましたらよろしく願いいたします。

【委員】

これだけの事業をされるのに順番といいますか、どこから、どういうふうにされるのでしょうか。

【事務局】

対象の順番といたしましては、先ず吊天井を有する施設が14施設あります。先ずその天井対策をやるということ、その対応を2年もしくは3年をかけてやってまいりたいと思っております。残りの吊天井が無い施設につきましては、ゴールポストと水銀灯の落下防止等について順次やっていこうと考えております。

【委員】

それなら一つの学校をまとめてやるというよりも、部分部分でやっていくわけですね。

【事務局】

学校単位の体育館ごとに一つずつ実施していくことになります。吊天井を有する体育館の吊天井、照明器具、ゴールポストもセットでやっていくように考えております。

【委員】

工期が4ヶ月かかるのは結局、吊天井を外すところが一番工期のかかるところで、吊天井ではなくて水銀灯やバスケットゴール等は輪をかけるだけだから、そんなに4ヶ月はかからないわけですよ。

【事務局】

吊天井を有するものについては、アリーナの部分に足場を全部架けてから天井を全部はがして、それに水銀灯等も一緒に外して、最後にワイヤーで止めることになります。吊天井のない施設の水銀灯やバスケットゴール等はそれほどの工期はかからないと思いますので、夏休み期間内での対応が可能ではないかと考えております。

【委員】

例えば、山澄中学校等は体育館の屋上にプールがありますが、あそこは天井が吊ってあるんですけど、むき出しではないですがあそこは大丈夫なのでしょうか。確か小佐世保小学校にも体育館の屋上にプールがありますが。

【事務局】

山澄中学校は吊天井の対象となっておりますので、工事の対象となります。

【教育長】

私の方からもよろしいでしょうか。資料2ページ目、絵の真中部分に本当の屋根があって天井板がありますよね。波みたいに切り取った形になっていますが。その天井版の所にある水銀灯の位置は天井版を外しても位置は変わらないのですか。

【事務局】

明るさの関係もあるので、照度の計算をして設置することになります。

【教育長】

その時はLEDに換えるのでしょうか。LEDにして欲しいとの声が大分ありますので。

【事務局】

是非ともその方向では財政と交渉をしたいと思います。

【委員】

資料2ページでピアノ等となっていますが、ピアノも固定する工夫が必要だということでごくに写真が載っているのでしょうか。

【事務局】

そうですね、この写真でもステージの上にピアノが置いてありますが、強い揺れによって下に落ちないように防止対策も必要となってくるかと思えます。

【委員】

質問ではないですが、ちょうど夏休みの時期は、佐世保のよさこい祭りの前で小学校や中学校の体育館を練習場で使われますよね。社会体育とかも結構入ってくるがあると思えますが。スケジュールが組まれたら早め早めに告知をされないと、クレームにつながる可能性があると思えますので、そこをよろしく願います。

【委員】

もう一ついいですか。最後のページに長崎市、大村市、平戸市はすでに平成27年度に着手しており、もう対策完了する予定となっていますが。

【事務局】

3市について、吊天井を有する施設については平成27年度で吊天井対策が完了予定ということですが。

【委員】

それなら佐世保市については、事業費が平成28年度は7,400万円、平成29年度は2億円とか、後ろになって大きな金額が組まれているのですが、例えば吊天井だけでも早くとかという予算の組み立ては無理だったのでしょうか。

【事務局】

平成28年度は黒島の建設工事といった大型事業とかぶってしまうこともありまして、そして初年度の対応も、実証をしないと、対応を検証しながら次年度以降につなげたいということもあって、平成28年度は4つの施設、体育館2棟、武道場2棟を計画しております。

【委員】

わかりました。

【教育長】

この件については大体お分かりだと思いますので、この方針で教育委員会として決定してよ

ろしいでしょうか。

【委員】

～異議なし～

② 佐世保市立小学校及び中学校条例一部改正の件

【教育長】

ありがとうございました。それでは2番目、佐世保市立小学校及び中学校条例一部改正の件について説明をお願いいたします。

【事務局】

はい、本日は五島の方に次長が出張しておりますので、代理で説明いたします。

佐世保市通学区域審議会の答申に基づきまして、佐世保市立神浦小学校を佐世保市立宇久小学校に統合し平成28年3月31日をもって廃校とする、佐世保市立野崎中学校を佐世保市立愛宕中学校に統合し平成28年3月31日をもって廃校とする、佐世保市立庵浦小学校及び佐世保市立俵浦小学校を佐世保市立船越小学校に統合し、平成29年3月31日をもって廃校とするという結論になりました。

改正の趣旨としましては、佐世保市神浦小学校を佐世保市宇久小学校に統合し、平成28年3月31日をもって廃校とする、及び佐世保市立野崎中学校を佐世保市立愛宕中学校に統合し、平成28年3月31日をもって廃校とする、佐世保市立庵浦小学校及び佐世保市立俵浦小学校を佐世保市立船越小学校に統合し、平成29年3月31日をもって廃校とするため、佐世保市立小学校及び中学校条例の一部を改正するものであります。

改正内容といたしましては、佐世保市立小学校及び中学校条例第2条別表1、佐世保市立神浦小学校、佐世保市宇久町神浦1632番地及び佐世保市立庵浦小学校、佐世保市庵浦町1444番地及び佐世保市俵浦小学校、佐世保市俵浦町422番地を削除いたします。

また別表2中学校のうち、佐世保市立野崎中学校、佐世保市野崎町2916番地を削除いたします。

神浦小学校、野崎中学校の件につきましては、附則としてこの条例は平成28年4月1日から施行するを加えます。

また俵浦小学校、庵浦小学校の件につきましては、附則としてこの条例は平成29年4月1日から施行するを加えます。

具体的には2ページ、3ページに掲載しております新旧対照表をご覧ください。新旧対照表としましては、左側に改正前、右側に改正案を並べております。

以上、佐世保市立小学校及び中学校条例の一部改正につきまして、12月議会へ上程をいたします。以上です。よろしくをお願いいたします。

【教育長】

はい、ありがとうございました。この件について、経緯等を含めてご質疑があればと思います。よろしく願いいたします。

【委員】

内容は全部すでにこれまでも説明があっているのが結構なのですが、実際に来年4月から神浦小学校と野崎中学校がなくなるわけですが、早速今人事の時期で、無くなることについて当然県との調整はすでについているのでしょうか。

【事務局】

はい、県にも話しはあげております。

【事務局】

関連してよろしいでしょうか。これまで経緯をお話ししておりました、広田小学校と広田中学校につきまして、19日の月曜日にPTA及び地元で構成する広田小学校のあり方検討委員会の中で、協議をずっと続けていただいていたのですが、最終的には小中一貫校として平成29年4月1日からやっていただきたいという形での結論を得たということで報告を受けております。それで、あり方検討委員会の方から29日木曜日にこういう形で地元の考えがまとまったので、市教委としては進めてもらいたいという要望書があがる予定となっております。

その前段としてやはり一番直結するのは保護者・PTAの皆様ですので、27日の火曜日にPTAの皆様、それから未就学児の保護者の方にも呼び掛けをいたしまして、広田地区公民館で小中一貫の学校とはこういうことなんですとか、6年生を広田中学校に移す中でこういうメリットがありますとかの説明をし、理解を得ていきたいと考えております。

広田小学校は約1,060名、本日小学校体育大会がございまして広田小学校から180名の参加がございましたが、そのまま1,060名のうちから180名の子供たちが中学校へと移り、現在、広田中学校には477名の生徒がおりますので、そこに4室の2階建ての8室分、資料室等をプレハブに持って行って、空いた教室に5クラス分180名を入れることで中学校と調整しながら、地域の理解も深めるように努めたいと考えております。

これについてはもう少し内容がかたまりましたら、通学区域審議会への諮問でありますとか、その前に諮問してよいかという教育委員会での審議、諮問、了承、そして条例といった流れになりますので、その際はよろしく願いいたします。

【委員】

はい、具体的に色んな相談を受けた時のために、私たちも一から勉強をさせておいていただかないと、急に聞かれた時に困りますので、どこかで具体的に話を聞く機会を作っていただきますようお願いいたします。

【事務局】

何らかの場面の中で、保護者に対しこういう説明をした、そしたらこういう不安の声がでた  
どういふところのメリットを共感してくれたとか、説明会は来週火曜日ですので、それが終  
わって後、教育委員会でご報告をさせていただきます。

【教育長】

また次の教育委員会にお諮りしないといけないのですが、12月議会の補正予算ということ  
で予算を措置して、プレハブといえども立派なプレハブになりますので、本体を造るだけ  
でも半年くらいかかる、その自主設計にまた3ヶ月位かかるということで、設計費用を12月  
議会に出すことになろうかと思いましたが、その際に全部手続きを済んでおかないといけな  
いとかはあるのでしょうか。例えば通学区域審議会とか。

【事務局】

今は12月議会で補正予算をあげようと思っていますけど、その根拠となるものについては、  
地元の要望書を根拠にして、予算措置する形を考えています。予算をあげるまでの間にまだ  
1ヶ月近くはありますので、先ほどの説明会、来週火曜日1回だけで終わるものなのか、も  
う1回必要なかというところもあると思いますが、それまでに通学区域審議会を経なければ、  
予算要求はできないということはないと思っておりますが、通学区域審議会にかけるとい  
う必要があるかについては研究をさせていただきたいと思っております。校区は変わらないので必要は  
ないかと思うところもございます。

【教育長】

ただ、行くところは違う。やっぱり適正な学校規模ということも含めて、今、通学区域審議  
会でやっておりますので、そこはかけるべきでしょうね。大きく変わりますから。あと光海  
中・金比良小についても当然、校区はほとんど変わらないのですが、小中一貫ということ  
で必要になってきますよね。

【事務局】

条例に関連するものということでお話しをさせていただいたのですが、考え方として小中一  
貫校を佐世保市でも取り入れるという考えを前面に出したなかで、大規模校パターンは広田  
小中でやります、小規模校パターンは金比良小・光海中でやります、そういう積極的な打ち  
出し方も必要ではと考えます。大規模校の解消のために6年生を中学校に移す、そのため  
には一貫校にしなければいけないというのは、つじつま合わせの感じもありますし、金比良小・  
光海中を見た時に、光海中を残すためには小学6年生を移さないと活力がなくなるという  
のもまた後ろ向きな感じがします。積極性を打ち出すやり方を事務局としてもさらに検討する  
必要があると思っております。

【教育長】

あくまでも平成20年1月に答申が出た際に適正規模の学校区域の見直しという中で、近々でやるべきもの、中期的にやるべきものといった中に入っていたと思いますから、その流れのこういう形だということで、通学区域審議会は外せないかと思えます。

広田小中学校は場所が離れた併設校でこれはレアケース、特例で例外中の例外で、これからは小規模校の小中一貫がどんどん生じてくるのではないかと思います。

そこら辺は通学区域審議会の答申と対応したような形でやるのが望ましいのかと思えます。当面の議題としまして野崎中学校、神浦小学校、庵浦小学校、俵浦小学校の条例を出すということで、時期的には1年のスパンがあるものがございしますが、俵浦半島ということで全体で考えれば小学校も一緒に同意を得たということで、今回この3案件について12月議会に提出するというところでよろしいでしょうか。

【委員】

～異議なし～

- ③ 学校給食を中心とした食物アレルギー対応に関する基本方針及び具体的な取組（案）に基づく「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」改訂に係る諮問の件

【教育長】

ありがとうございます。それでは3番目に移ります。学校給食を中心とした食物アレルギー対応に関する基本方針及び具体的な取組（案）に基づく学校給食における食物アレルギー対応マニュアル改訂に関する諮問の件について説明をお願いいたします。

【事務局】

今教育長からありましたように、基本方針及び具体的な取組（案）に基づきます食物マニュアル改訂に関する諮問の件ということで、議題として提案しております。

提案理由に記載しておりますとおり、本年3月30日付で学校保健会アレルギー研究部会からいただいた答申を受けまして、平成27年6月17日定例教育委員会の際に、皆様に協議事項としてお示ししました基本方針及び具体的な取組（案）を提示し、現在、各関係機関との調整中でございます。その具体的な取組の一つといたしまして食物アレルギー対応マニュアルの改訂を掲げておりますが、それにつきまして諮問をしたいという提案でございます。諮問文につきましては、議題3の2ページ目、学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの改訂について（諮問）ということでこれを提出したいと考えております。

諮問のタイミングにつきましては、本日ご了解を得ることが出来ましたら、本日の19時から佐世保市学校保健会の理事会がございしますが、そちらの方で諮問をしたいと考えております。

あと2ページ目で文言の修正が生じて申し訳ございません。本文の上から5行目、その主な取組として、「学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを改訂することを掲げる予

定です」となっていますが、「改訂することとしております」と訂正をしたいと思っております。

なお事前送付の方にマニュアルの（案）を送付させていただいていましたが、若干マニュアルの中身が分かりにくいことがありましたので、当日配布資料といたしまして、①②と本日2種類の資料をお渡ししております。

それに基づきましてマニュアル（案）を説明させていただければと思います。

そのうちの特に①（学校関係者説明用）に基づきまして、本日はこのマニュアルの基本的な骨組みと申しますか、その考え方を説明させていただきます。

ここの一番上に書いていますとおり、ポイントとしては6つという考え方でマニュアルの改訂（案）を事務局サイドで現在固めているところでございます。

ポイントの1つ目といたしましては、マニュアルの位置付けを明らかにしましょうというところでございます。それが本文の1ページから2ページまでに第1章として、「佐世保市立学校における食物アレルギー対応について」というところで謳っているところでございます。現状分析といたしましては、食物アレルギーは給食だけの問題ではない。しかし、学校生活で最もリスクの高いのはやはり給食であり、調布市の事故を受け、学校教職員全体で取り組む必要性もさらに高まってきているところから、ここに書かれている内容につきましては、先ず食物アレルギーに関する基本方針及び具体的な取組を決めたことを紹介し、これを受けて主な取組の一つとしてマニュアルを改訂したと。あと個人で意思を決定しないように、学校の意思決定は「食物アレルギー対応委員会」で行うということと明記をしているということとでございます。

続きまして当日配布資料の2ページ目でございます。ポイントの2つ目といたしまして、学校給食での食物アレルギー対応を明らかにするという考え方で第2章を設定しております。第2章の現状分析といたしましては、現在の佐世保市立の小中学校におきましては、平成24年10月に策定をいたしました食物アレルギー対応マニュアルに基づき対応をしております。

この対応での問題点といたしましては、学校の教職員は食物アレルギーの専門家ではない。しかしよく分からないけど、過度な対応を求められているということがあります。

あと現在のマニュアルは残念ながら、学校で対応するための証拠として診断書や除去申請書を求めるというマニュアルの想定となっております。そのような想定でございますので、その対応方法は必然的に面談・親の意思により決まりがちといったことが現実として起きております。

また背景といたしまして、食物アレルギーの増加というところが顕著でございます。

ただ佐世保市内には5つの給食センターを含めて43の調理施設がございますが、そうしたなかで統一した対応の徹底が必要でございます。

また平成27年3月に文科省から示されました「学校給食における食物アレルギー対応指針」と、現在のマニュアルが現在どうしても大きな不突合がございます。

こういう問題意識を持ちながら第2章で書いておりますことは、先ず対象者を明らかにしますということとです。

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出者が学校で配慮を行う対象とするということが先ず第1点、そして2点目といたしまして、本市の給食の形を大きく2分類に対応Ⅰ型、対応Ⅱ型に分けて、章立てをして記載いたしました。

対応Ⅰ型を小学校等という記載をしていますが、これは自校方式の小学校、親子方式、また中学校では吉井中学校の自校方式、あと4給食センター、これら全てアレルギー調理施設がない施設に対応Ⅰ型ということにしています。

対応Ⅱ型は、中学校としてアレルギー調理施設がございます佐世保市学校給食センター、この2種類に大きく区分けをしたということで、記載しております。

続きまして3ページ目になります。小学校等対応Ⅰ型、中学校対応Ⅱ型、この二つに分けて内容を書いているところでございますが、先ず現状分析としましては、調理施設の能力で対応は変わるはずだが、どう変わるのかが現場で分かりにくいということがあります。

また時点修正の必要性があるということがございます。平成24年10月にマニュアルの改訂を行っておりますが、佐世保市学校給食センターの稼働は平成25年9月、また食物アレルギーの発症率が、平成24年と現在を比較しましてもかなり増えています。

またエピペン所持者の数も一桁の人数だったのが、現在は20を超えるような状況になっています。

また平成26年6月にアレルギー疾患対策基本法等の法律の制定でございまして、文科省の指針の作成等、国の環境が変わってきていることがございます。

現マニュアルでは対応方法が7通り、配慮事項が4通りの5パターンという記載になっておりますが、学校関係者にとって使いにくい形になっているとの現状を分析し、記載内容はⅠ型、Ⅱ型それぞれで章立てで、それぞれの章内で先ず手順、フロー図、タイムスケジュール、学校教職員の役割、具体的な基準、給食での対応と配慮事項、献立作成にかかる配慮事項、給食費の取扱い、このような流れで章立てをし記載したところでございます。

続きまして4ページでございます。ポイントの4つ目といたしまして、緊急時の対応の明確化ということで、これが今回のマニュアルでは30ページから43ページまでと13ページを割いて作成をしているところでございますが、繰り返し申しておりますが、食物アレルギーが急増している状況、また調布市での死亡事故の発生を受け、佐世保で同様な事故が起きた時、果たして子供の命を守れる体制なのか、また食物アレルギーに関する事故が起きた際の教育委員会に対する報告とありますが、その報告の定義が曖昧なものがある、これらが現状分析としてございまして、記載の内容としては大きく3つ、緊急時に備えての平時の対応・研修の必要性、また事故発生時の対応、3つ目として事故発生時のマニュアル、このような3部構成としております。これは医師会と数度にわたり、4回ほどお話しをしたところなんです、やはりポイントとしては緊急時の対応とのご意見を多々いただいたところもございます。

続きまして5ページ目でございます。5ページ目といたしまして様式の統一を謳っております。様式集としては、現状は各種様式が不統一な部分があり、学校が使いにくい部分がございますので、実務の流れに応じた様式の統一、これは16種類設定したいと考えております。この中で個人別の取組プランを記載する様式の追加、消防局へのエピペン所持情報の提

供の承諾書、こちらの方はまだ消防局と調整中ではございますが、こういった様式を付けたいと考えております。

最後にポイントの6つ目といたしまして、マニュアルのつくり方というところを説明させていただきます。今回マニュアルの改訂（案）の策定にあたり、養護教諭及び栄養教諭、学校栄養職員の夏季研修の一環として、緊急部門、学校給食部門ということで分担して作成をしていただき、それを教育委員会の方で一つの案という形で、現在、まとめようとしているところでございます。

この手法のねらいといたしましては、本年度中に管理職と保健主事はアレルギーに関する悉皆研修を受けるという形になってはいますが、実務の中心はやはり養護教諭もしくは栄養教諭等という形になってまいりますので、この研修を通じてさらに専門性が向上できたのではないかと考えているところでございます。

あとこのマニュアルの今後についてなんですけど、必要があれば改訂をするという前文のところにも書いておりますが、他団体の状況を申し上げますと、例えば食物アレルギーは全く対応しませんという団体もございまして、卵だけしか対応しませんというような団体もございまして。

実際、食物アレルギーは5年前は全国的に申しますと2.6%程度だったのが、今は5%弱と、このような形でどんどん増えていく中で、対応の限界というところも出てくるのかと考えております。

これらの背景や国の状況を見ながら、必要があればこのマニュアルは改訂するという意味で前段のところ、必要があれば速やかに改訂するとの記載をしているものでございます。

なお当日配布資料の②の方は、保護者にもご説明申し上げないといけないと思ひまして、保護者向けでございますが、これはマニュアルから少し外れて、そもそも食物アレルギーとは何かというところから始まり、学校からお願いがある時にはこのように行ってくださいといったフローです。

学校保健会アレルギー研究部会の方でご協議いただいたマニュアルが策定次第、各学校から保護者の方にご周知いただければと思ひます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

#### 【教育長】

はい、ありがとうございます。この件については、学校保健課長の方が、昨年4月、給食センターから来られて直ぐに相談を受けまして、学校保健会、特に小児科医の先生方を中心としたところに相談をするのが一番オーソドックスなやり方ではと話しをしながら、ずっと準備をしていただいております。これまで幾度となく会議も開いていただいておりますし、養護教諭をはじめとした関係職員にも研究をしていただきましたけれど、大変時機を得たマニュアル、当然、しなければいけない時期になってきたと思ひますが、皆様のご同意を得ながら先ず諮問をしたいと思ひます。

この件について、過不足・修正等がございましたらおっしゃっていただければと思ひます。

**【委員】**

本日学校保健会へ諮問される（１）の学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの改訂（案）と、その前にこの文言の中にある学校給食を中心とした具体的な取組ということはいらないんですか。

**【事務局】**

学校給食を中心とした食物アレルギーに関する基本方針（案）でございますが、こちらは平成27年3月30日に学校保健会の方から答申をいただき、その答申に基づき教育委員会で決定する基本方針、教育委員会での基本方針の方が平成27年6月の協議事項でご説明いたしました、関係機関との調整がつき次第その案を策定したいという内容でございました。

現在、関係機関としましては消防局、医師会、薬剤師会等と交渉を行っておりますが、そちらで変更がなければ、ここが（案）が確定になるという考え方になります。

あと申し訳ございません。事前送付をしておりましたマニュアル（案）の目次の一番上の第1章のところですが、「佐世保市立学校の給食における食物アレルギー対応」となっておりますが、「佐世保市立学校における食物アレルギー対応」が正しくて、「の給食」の3文字について削除をお願いいたします。

**【委員】**

内容について疑問に思うところが、マニュアル（案）の18ページの対応Ⅱ型の枠組みのところで、枠内の③、対応するアレルギー原因食物を卵、乳、えび、かに、さば、落花生、くるみ、カシューナッツ、ごまの9品目とするとありますよね。

そこで同じマニュアルの25ページ（1）の④学校給食で使用しない食材として落花生があがっています。18ページの中では落花生を一応対応すると書いてあって、25ページには落花生は使用しない。

そばは、アレルギーの7品目に入っているけど、佐世保市はあえて使用しないから対応Ⅱ型に書いてないじゃないですか。

それなのに何で落花生を対応Ⅱ型のところで対応すると書いているのか、そこが意味の取り方がよくわからなくて。

そばを書いてないなら、落花生を対応Ⅱ型にあげる必要はないのかと思ったんです。ここをあげられている意味がわからなくて。

**【事務局】**

落花生を今まで使っていたかどうか、その把握から実は十分できていないものですから、そのマニュアルの（案）につきましては、本日諮問をした後、11月4日にアレルギー研究部会を開催いたしますが、その時に少し整理をさせていただきたいと思います。

## 【委員】

同じ質問がまた出るんじゃないでしょうか。使っていないなら、書かないでいいのではと思います。紛らわしい感じがしますので。

そばは書いてないのに、何で落花生はわざわざあげるのかなと思いました。

## 【事務局】

私からも良いですか。先ず1ページの文章は読み込めばいいのでしょうけど、下の方の、本マニュアルは「前記の基本方針及び具体的な取組のうち」とありますが、「具体的な取組のうち」というよりも「具体的な取組として」ではないかと。

つまり学校給食のアナフィラキシーショックに対応したものだから、結局、市教委で決めた学校給食を中心とした食物アレルギー対応に関する基本方針は、具体的な取組としてマニュアルがそこに特化されているので、「のうち」というよりも「として」としないと何か気になるんです。私の受け取り方がそうなのかもしれません。

それから、4ページの委員会の年間計画のエピペンの実技研修等を計画的に進めるとは、毎年これを各学校でやっていくということなのか、そのあたりのことを聞かれたときに、具体的にはこう考えていますという大本を持っておかないと、どのような研修のあり方かということが、どちらにしてもここでは聞かれることなのかと思いました。

それから12ページです。ここでちょっと気になるのが、「栄養教諭・学校栄養職員が」と入れないとはいけないと思うのですが、「アレルギー担当者」と書いてあるのが具体的に誰を指すのか、これが学校においてきた時に、アレルギー担当者は重いと思うんです。

アレルギー担当者の下の方には、管理職・養護教諭等としてある。そこら付近をアレルギー担当者は、具体的にどういう人をあてるのか、そのあたりが一つ気になりました。

そして45ページ、様式1と様式2の違いがよく分からないのですが。

様式1は（ ）年（ ）組とだから、途中からこういう調査票の提出が必要な児童用なのかと思ってみたり、47ページの文言で「保護者あてにつきましては、下記の質問にご回答のうえ、～月～日に」と期日指定ではなくて、「～月～日までに」と「までに」を入れたほうが良いと思います。

それと「乳糖不耐症」という言葉を一般の保護者が分かるのかなと。あちこちに「乳糖不耐症」が出てくるんですね。全く始めてこの文章を見る人は、うちの子供にこの症状があるのかどうか、分かるのかと疑問に思いました。

あとは52ページですね。太枠のところは保護者が書くところなのかとは思って見ていたのですが、2段目のところの「内服薬・エピペンの有・無」というので、ここはこんなのを書くんですよといった見本を同時に添えてやらないと意味が分からないかと思います。

依頼文書では各項目にご記入くださいとは書いているものの、保護者が実際に書けるのかなと思いました。

あとは専門的な部分だったので、ちょっと及びませんでした。

### 【事務局】

先ず1ページ目の「具体的な取組のうち」に関する部分ですが、学校給食における食物アレルギーのマニュアルは、あくまで主な取組の一つだという位置付けでございます。

取組のうち、先ほど調理施設の状況等も申し上げましたが、果たして現在の施設状況がこのままで良いのかといった今後の検討ということもございまして、そういう意味で「取組のうち」という表現よりも意図としては「取組の一つとして」ということとありますが、そういう表現を訂正して使いたいと思います。

続きまして、エピペンの研修が毎年なのかというお尋ねにつきましては、毎年行っていきいたいと思います。

エピペン保持者がいる、いないに関わらず、必ずどこの学校でも行いたいと思います。

それが出来るような体制としまして、文科省がYouTubeで研修を見れるようなものもアップしているんですが、学校から依頼があれば、お薬のプロである薬剤師会に依頼をしたいと考えています。

次にアレルギー担当者のところで確かに紛らわしいと思いましたが、基本的に庁内の食物アレルギー対応委員会の中で、取組の中心となるのが、栄養教諭配置校の場合は栄養教諭になると思いますが、基本的には養護教諭になってくるものと思います。

そしてもう一つのご質問にございましたが、52ページの様式4-1というのは、個人票というのが、このプランを作るための必要な個人票として、管理をしていただくということになるのかと思いますが、そこについては記載例も含めたところで、研究をさせていただきたいと思います。

あと45ページと47ページの様式をあえて載せている理由は、新1年生は小学校の新1年生という意味でございますが、食物アレルギー対応のスタートは、本年度はまだ間に合っていないんですが、就学時健診のときからスタートだという考え方でございます。

なおご指摘いただいた表現については、修正方検討をさせていただきたいと思います。

### 【委員】

ただいま今ご質問にございました、52ページの様式の件ですが、レイアウトを変えて見本をとおっしゃいましたが、エピペンは商品名なのでそのままでもいいですけど、内服薬の薬品名も書いてもらうようにされるおつもりでしょうか。

例えば何錠とか何包とか、その子によって違うわけですよ。それを間違えると大変なことになるので、もし処方薬まで書かれるんだったら、保管場所と処方薬は欄を別にしておかないと、とっさの時に教員の方が見て動きづらいかと思います。

### 【事務局】

ご指摘のとおりだと思いますので、引き続き検討をさせていただきたいと思います。

【委員】

そしてもう一点、エピペンの校内研修ですが、薬剤師会に諮問しますというところで、私たちも「はい」とは言ったのですが、よく考えると薬剤師は注射は法律違反なんですよ。だから注射をされたこともないです。

なのでエピペンの実技研修となると、勿論、研修の時に使うエピペンのビデオはあれだけ沢山ありますが、あれに載っていないケースも、その抑制の仕方とかを医師と看護師が実技指導をしているところですが、そこが、薬剤師会がどのように対応を考えていらっしゃるのかわからないのですが、何となく薬剤師の方の実技研修だけでは、先生方が不満に思われるところ、薬剤師自体がお分かりにならないところが多いのではないかなと思ったところです。

【事務局】

現在、合田委員に各学校を回っていただき非常にありがたいところでございますが、教育委員会として先ずやらなければいけないのは、エピペン所持者がいる・いないに関わらず、学校の求めがある形を作りたいという中で、昨年度のアレルギー研究部会の中で、薬剤師にお願いしていいとのご回答をいただいて、薬剤師会の方にお話しに行きましたが、現在、各学校から求めがあった時に研修をするとしたらどういった研修を行うかどうかは、考えさせて下さいというお返事をいただいております。

【委員】

そこからは具体的な返事はまだ無いということですね。わかりました。

それともう一つ、レイアウトのところですが、緊急時の対応というところで36ページです。これがもしマニュアルとして出るのであれば、緊急性が高いアレルギー症状の消火器の症状のところにある「持続する強い（がまんできない）痛み」の部分、ここがレイアウトとして見にくいので、少し訂正された方がよろしいかなと思いました。以上です。

【委員】

二ついいですか。質問と感想ですけど。

14ページに献立作成・調理に係る配慮事項（小学校）と25ページに同じく（中学校）が載っております、学校給食で使用しない食材の中に、新規に症状を発生するリスクが高い「キウイ」についても使用しないということで、小学校にも中学校にも書いてありますが、本日、たまたま白南風小学校に行ったら、アレルギーとしてキウイがあがって、除去して話しがあつたんですけど、今まで小学校でキウイ出ていたんですかね。これからは出さないということですか。

【事務局】

平成26年度でどの食物が何%アレルギーがあるのかと調べたところ、現在、給食では出していますが、キウイは比較的高く10%弱食物アレルギーがあるということで、今後は使用しないとしております。

【委員】

あと一つ感想ですけど、アレルギー対応マニュアル（概要版）の３ページで学校給食以外の対応でなるほどと思ったのが、食物アレルギーは食事だけでなく様々な場面（小麦粘土、そばうち体験等）で必要になることがありますとしていますが、そしたら小学校・中学校とも家庭科の調理実習とかもありますよね。

そういうところでも注意しなさいということ、別枠で先生方にもそこも念押ししておかないといけないのではと感じました。

【事務局】

現在（案）の状態でございます、学校給食を中心とした基本方針及び具体的な取組のところで謳っております佐世保市の取組の柱を、日本学校保健会が策定したガイドラインに基づき定めているところなんです、そのガイドライン自体の考え方は、食物アレルギーも勿論一つの項目として、あと喘息とかアトピーとかというところもありますので、先ず学校の先生にご説明する際は、入口は、日本学校保健会が平成２０年に配ったのを必ず手元においてご理解してください、その中で特に、給食は毎日繰り返し行うことなんで、そのマニュアル手順とおりに行って下さいと。そしてそのマニュアルについてご説明をしますといった流れでご説明申し上げようかなと思っております。

【委員】

最後に一言すみません。医療の知識がない方にとって、これを作られたというのは、本当に大変な作業だったと思います。

この一文が入ってよかったと思うのが、３８ページ、エピペンの（２）の「教職員がエピペン注射を打った後の対応については、佐世保市教育委員会が全面的に責任を持つことにする」とこの一文が入ったことで、気持ちが楽になれる先生方はたくさんいらっしゃると思います。

このマニュアル改訂で、私の望みとして一番最初に申し上げたのが、教育委員会がやはり責任を持たないといけないというところを明確にしてほしいと申し上げた記憶がございますが、この一文が入ったことで、本当に百歩ほど進んだような気がしているところでございます。本当にお疲れさまでした。以上です。

【教育長】

私も大変なマニュアルだと思います。ご苦労様でした。

また大筋のところを変えなければ、文字とか表現とかは分かりやすくして良いと思いますので。皆さまこれで良いでしょうか。

【委員】

～異議なし～

## ◆報告事項

### ① 徳育推進フォーラムについて

#### 【教育長】

ありがとうございました。では協議事項はございませんので、次の報告事項に移ります。  
徳育推進フォーラムの開催についてよろしくお願いいたします。

#### 【事務局】

徳育推進フォーラムということで、お手元に秋らしいチラシをお配りしております。  
来週土曜日10月31日でございますが、今回はコミュニティーセンター5階ホールにおきまして、徳育推進フォーラムが開催されます。  
今年の方はテーマを「子供に見せる大人の徳育」と銘打ちまして、徳育推進会議の方が主催ということになっております。  
昨年までと比べて工夫を凝らしている点は、中学生・高校生の意見発表というのを取り入れまして、それを基にしたディスカッションということで、取組んでいきたいと思っておりますので、是非お越しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

#### 【教育長】

皆さまもごぞってご参加をお願いいたします。これはよろしいですかね。

#### 【委員】

～質疑なし～

### ②人骨展の開催について

#### 【教育長】

次に人骨展の開催についてということでお願いします。

#### 【事務局】

こんどは打って変わってぎよっとするチラシです。  
これも同じ社会教育課の行事なんですが、発掘された洞窟遺跡2015ということで、今週の日曜日10月18日から島瀬美術センターの方で、人骨展と銘打って開催しております。  
以前、島瀬美術センターで展示しておりました岩下洞穴・下本山岩陰の人骨について、5年近く茨城県つくば市にあります、国立科学博物館の方に貸し出してございまして、その分析結果が骨とともに戻ってまいりましたので、市民の皆様にお知らせするという意味での展示を行ってございまして、11月3日の文化の日・祝日に中央公民館講堂におきまして、その報告会を行いたいと思っております。

この報告会の中身はチラシの裏面に書いてありますが、ここだけ見ればちょっとお堅い感じで、学会でも開くのかとおっしゃられる方もございますが、こちらの方としては出来るだけ堅くならないように、と申しますのが今回は、いわゆる遺跡を発掘する考古学をなさっている方というのは、荒っぽい言い方をすれば文系の世界、人骨などの人類史を研究されている方は逆に理系の方が多いので、そういった方々が一堂に会して、前日の11月2日の日には特別に会合が行われて、その翌日の3日に発表ということで、今までなかなか聞く機会がないお話になるのかと思いますので、チラシはぎよっとしてはいますが、ご興味があれば是非お越しただけたらと思います。以上です。

【教育長】

はい、ありがとうございます。この件について何かございますでしょうか。

【委員】

この件についてというより、島瀬美術センターについてですけど、今、県立美術館から来ていますよね、ピカソとかダリとか、無料であっていますよね。

普通は県立美術館の常設展でお金を払って今まで見てきたものが、今回島瀬美術センターに来ている間は無料ですよ。

もう少し佐世保の子供達とか大人ですけど、本物のピカソとかダリの絵とか見たことがない人はたくさんいると思うので、ここまでは言いませんが、館長さんとかがフェイスブックでかなり告知はされていましたが、ペーパーの告知であったりとか各学校への投げかけとかですね、特に中学生とかは校区内の子とかは行けますし、そこら辺を力を入れていただきかったかと、残念に思った次第です。

要望です。以上です。

【教育長】

学校への告知は出来ないことではないですよ。実際、少年科学館とかは、学校訪問すれば貼ってあるのをよく見ますよね。ちなみにこの歯は本物ですか。

【事務局】

埋まっていた土壌が酸性ならばどんどん溶けていくんですけど、アルカリ・酸性のバランスがちょうど良いところの穴だったようで、逆にきれいな歯になっているようです。

【教育長】

この小さなのは勾玉ですか。

【事務局】

動物の骨とかを削って作っているアクセサリです。

#### 【委員】

この間図書館を見学させていただいた時に、普段では決して見ることはできないようなバックヤード等も見学させていただき大変に参考になったので、次はもし機会があったら島瀬美術センターあたりの、例えば豆粒文土器とかを学芸員の方から説明を受けたりとか、私たち自身が知ることがまた大事なことだと思いますので、そういう機会を設定していただけたらと思います。

#### 【事務局】

ありがとうございます。私どもの学芸員についても、昭和のころから掘ってきた遺物の未整理というのを少しでも解消しようということで、30代の職員が主体なんですけど、自分たちがいる間に少しでもお見せできる形にしようと頑張っております。

③ 第8回図書館においでよ！おはなしフェスティバルについて

④ 第46回児童・生徒の郷土発表会について

#### 【教育長】

では続けて3番、4番図書館関係でございます。

#### 【事務局】

先ず報告事項3番目、第8回図書館においでよ！おはなしフェスティバルについてでございます。資料は先ず5ページになりますが、4ページと5ページが入れ替わっております。申し訳ございません。

今月29日から11月9日まで読書週間が全国的に開催されます。市立図書館では毎年この期間に合わせて、土曜日・日曜日に開催しています、子ども達のおはなし会の拡大版であるおはなしフェスティバルを開催しております。

今回で8回目となります行事の内容は資料にも記載をしておりますが、絵本の読み語り、ストーリーテリング、手あそび等でございますが、実施にあたりましては職員だけでなく、読み聞かせのボランティアグループ、あるいは市内の大学生にもご協力をいただいております。昨年は304人の参加者がっております。

また広報につきましては、館内でのチラシ・掲示、公報させば、図書館のホームページ、図書館便り等で行っております。

引き続き、4番目の第46回児童・生徒の郷土研究発表会についてでございます。

資料は4ページになります。児童生徒が日頃から地元佐世保について興味を持ち、色々なことを夏休みの期間中、あるいはそれ以外の調べた成果を発表する発表会でございます。

今年で46回目でございます、長い歴史がございますこの発表会ですが、毎年発表内容も地域の歴史、地理、文化財、あるいは昨年などは朝市など生活に密着した内容にスポットをあてる等、幅広い分野に及んでおりまして、よく観察、勉強がされていることがうかがえます。

募集にあたりましては、小中学校に案内をして、各学校を通しての応募となっております。お手元の資料には、発表が確定しております内容を記載しておりますが、それ以外にも昨日までに応募がっており、全部5校8件の発表を予定しております。

以上でございます。

【教育長】

はい、ありがとうございます。私毎年行っているようですが、8件もございませうか。時間が足りませうか。

【事務局】

一応全体で2時間を予定していますが、発表する時間帯は工夫して、時間内で終了するように考えております。長くて1人15分くらいかと思ひます。

【教育長】

以上で報告事項まで終わりましたが、その他ということでは何かご意見はございませうか。

【事務局】

急遽の報告なんです、明日、小学校体育大会のBブロックが開催される予定でしたが、本日五島の方に帰る船が波のため帰れないということで、明日の小学校体育大会Bは延期ということで決定しましたのでご報告いたします。

予備日として11月10日（火）に予定しておりましたので、教育委員の皆様ご都合がよろしければよろしくお願ひ申し上げます。

【教育長】

図書館の件ですが、シルバーウイークを開館いたしました。休みの日には入っていたと思ひます。

図書館については、ゴールデンウイークとかシルバーウイークは配慮をしなければいけないかと、皆様ご期待していったら休みということで、がっくり来られる方も多ひみたいですので、今から少しづつ検討を進めていきながらかと思ひます。

【委員】

昨夜、たまたま本を返却しに行ったら、夜中だからか真っ暗でポストが分からなくて。照明については、何か早めに対応を取られた方がいいのではと思ひます。

【事務局】

照明については、22時くらいまでは点くようにはなっているのですが、一定の時間が過ぎ

ると消えてしまいました。

照明については時間帯を少しずらすとか、人感センサーにするとか、少し検討をさせていただきたいと思います。

◆その他

【事務局】

次回の日程につきましては、11月27日（金）17時で予定をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

— 了 —